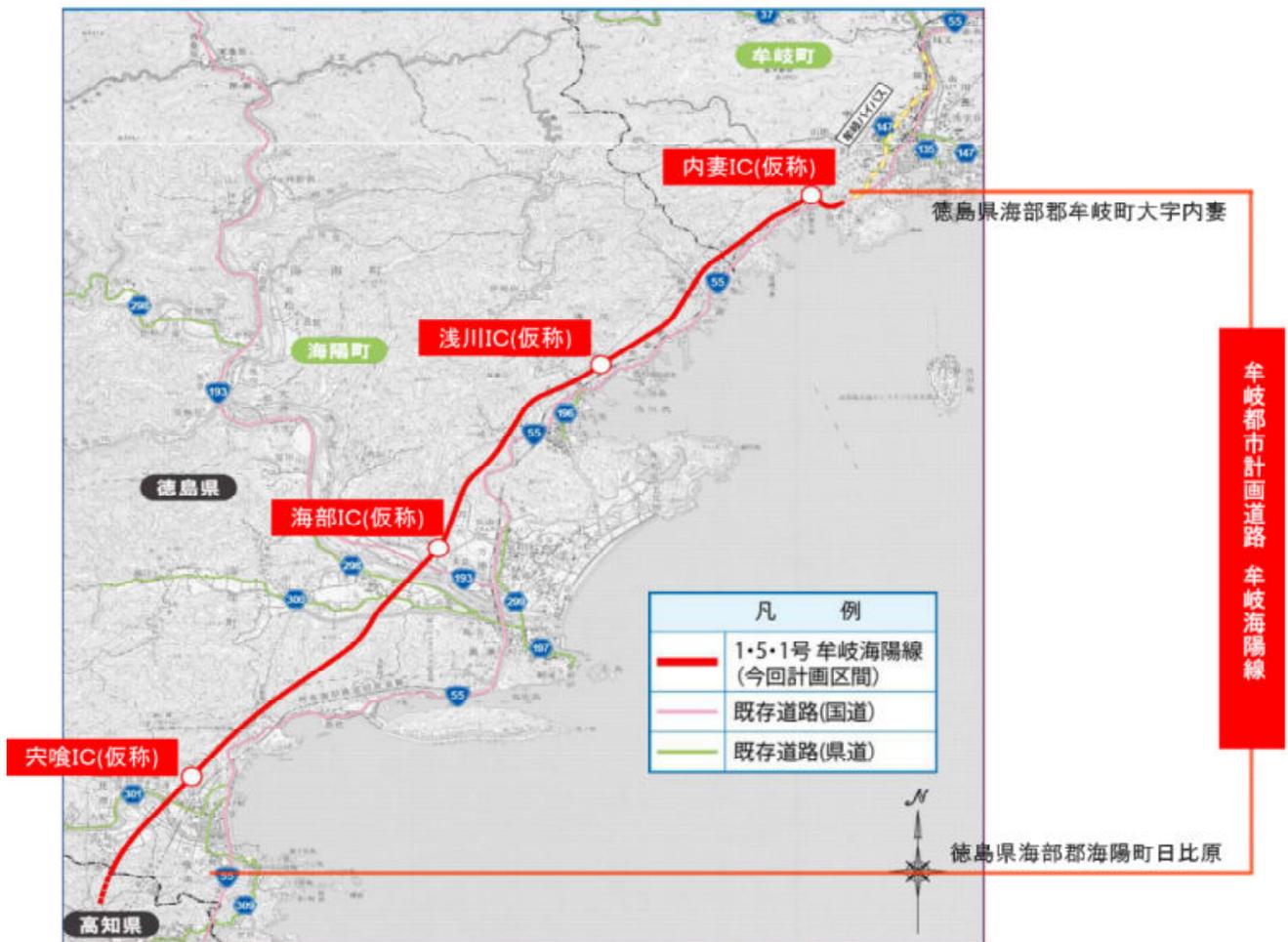
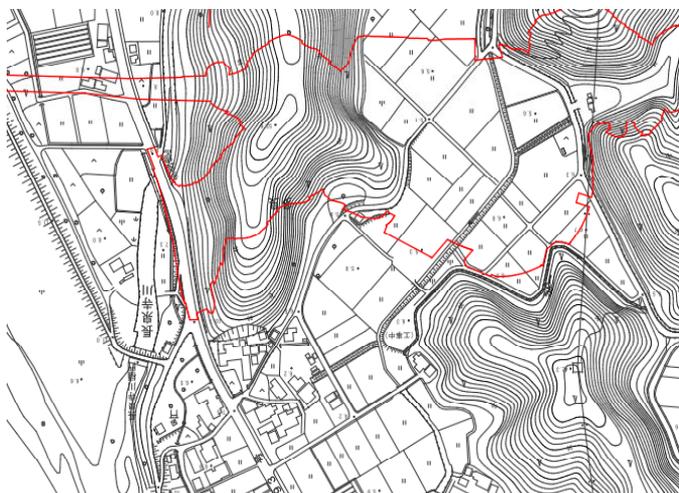


牟岐海陽線（海部道路）位置図



上図の赤線の区域内での建築物の建築には、都市計画法第53条の許可が必要です。
 区域内に含まれるかどうかの確認は、海陽町建設課において、下図のような都市計画図
 (縮尺：1/2500)が縦覧できますので、ご確認ください。



都市計画法第53条許可の申請 ～ 必要書類 ～

- ・ 許可申請書
- ・ 添付図書チェックリスト
- ・ 付近見取り図
- ・ 配置図(縮尺500分の1以上)
- ・ 平面図(縮尺200分の1以上、各階平面図)
- ・ 断面図(縮尺200分の1以上、2面以上の断面図)
- ・ 立面図(縮尺200分の1以上、2面以上の立面図)
- ・ 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)
- ・ その他参考図書(矩計図、カタログなど)